

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十六年七月三日

目 次

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(入 事 課)

ページ
一

岐阜県訓令甲第二十四号

府中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のようにて定める。

平成二十六年七月三日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改

する。
別表第三商業・金融課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄第一号中「第五十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月三日から施行する。

平成二十六年七月三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社